

2. 生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合について

【点検で気づいた点】

第1表の生活援助算定理由に○印が付しておらず、生活援助が必要な理由が計画書から読み取れないものが見受けられました。

【アセスメントにおける留意事項】

・家族等介護者が過度の支援をすることは、本人の身体機能を発揮する機会を奪う場合もあることに留意しましょう。

本人ができることはなるべく本人自身が行えるように見守り、必要な支援を見極める姿勢が重要です。

できることは自ら行い、できないところを介助するという支援のスタンスが本人の身体機能の維持・向上や生きがいにつながります。

【ここに気を付けましょう】

・居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由や、その他のやむを得ない事情の内容について記載しましょう。

・「3. その他」に○を付する場合の事情の内容については、利用者及び家族を含めたサービス担当者会議で、その該当する理由について具体的に共通認識とし、しっかり記録しておきましょう。

・生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービス内容と援助の方向性や目標を明確に記載しましょう。

・身体介護に続いて生活援助を提供する場合、いわゆる「身体生活」で算定する場合も、生活援助を提供することによって変わりありませんので、必要性について十分にアセスメントする必要があります。